

滋賀県立高等専門学校

基本構想

2.0

(素案)

令和5年11月24日

滋賀県総合企画部高専設置準備室

【滋賀県立高等専門学校 基本構想の位置づけ】

この基本構想は、滋賀県として初めて設置する高等専門学校のグランドデザインを描き、基本的な方向性を示すための全体計画であり、令和 10 年 4 月の開校に向けた準備の進捗状況を広く県民に知らせるためのツールの一つとして策定するものである。

「基本構想 1.0」は、知事をトップとして、設置・運営主体である公立大学法人滋賀県立大学の理事長、設置場所となる野洲市の市長、高専運営や理数系教育に造詣の深い学識経験者の 6 名で構成する「滋賀県立高等専門学校構想推進本部」における議論を踏まえて、令和 5 年 3 月に策定した。

その際、基本構想については、検討の熟度に合わせ、必要に応じて改定を重ねることとしており、本「2.0」は「1.0」策定後の設置・開校準備の進展や検討の成果・深化を踏まえて、策定するものである。

現時点で検討中の事項もあることから、今後も、必要に応じて加筆修正を行っていく。

目次

第1章	設置決定に至る経緯	1
第1節	現状	1
第2節	課題	2
第3節	様々な選択肢の比較検討	2
第4節	二一ズ	3
第5節	その後の検討の経過	4
第2章	学校の理念	5
第1節	設置目的	5
第1項	滋賀発で次代の社会を支える高度専門人材の育成	5
第2項	技術者の育成・交流のためのハブとしての地域産業・社会への貢献	6
第2節	設置意義	6
第1項	様々なキャリアパスにつながる学びの提供（15歳の新たな選択肢）	6
第2項	共創による産業の活性化	6
第3項	地域と地球の課題の解決	7
第3章	学びの内容	8
第1節	育成する人物像（DP）	8
第1項	次代の滋賀とその産業を支える「高度専門人材」	8
第2項	問題発見・解決力の素養を兼ね備えた人材	8
第3項	情報技術を多分野に活かせる人材	8
第4項	世界の様々な分野や人とつながれる人材	9
第5項	近江の心が備わった人材	9
第2節	カリキュラムの特長と方向性（CP）	9
第1項	カリキュラムの特長	9
第2項	カリキュラムの方向性	10
第3節	入学者の人物像（AP）	14
第4章	地域・学術機関・産業界等との連携・共創	15
第1節	学術機関との連携・共創の方向性	15
第2節	地域との連携・共創の方向性	15
第3節	産業界との連携・共創の方向性	16
第4節	連携・共創に向けた関係構築の方向性	17
第5章	学校運営	18

第1節	学校運営の方向性	18
第1項	学校運営方針	18
第2項	学びを充実させるダイバーシティの観点	18
第2節	学生	19
第1項	入学定員	19
第2項	入学者	19
第3項	卒業後の進路	20
第4項	学科・コース	21
第3節	教職員	22
第1項	教員	22
第2項	職員	23
第6章	学校施設	24
第1節	設置場所	24
第2節	必要とする規模	25
第1項	全体ゾーニング	25
第2項	施設構成	25
第3項	各施設に共通する性能	27
第3節	各施設の要件	27
第1項	校舎部門	27
第2項	屋内体育部門	28
第3項	福利厚生部門	28
第4項	図書・交流部門	29
第5項	外構その他	29
第7章	整備と想定経費	30
第1節	設置・運営主体	30
第2節	想定経費	30
第3節	開校に向けたスケジュール	31

1 第1章 設置決定に至る経緯

2 滋賀県（以下「本県」という。）では、本格的な人口減少社会への移行、就業構造の変化、そして、
3 SDGs や Society5.0 の実現を見据え、将来にわたり競争力のある力強い産業を創出し、経済の発展や
4 雇用の維持・拡大とともに地域社会が今後も持続的に発展していくためには、これからの滋賀の産業
5 を支える、専門的技術を用いて価値創造ができる実践的な高度専門人材¹の育成が必要と認識し、高等
6 専門学校（以下「高専」という。）を設置することを決定したところである。

7 この決定に至るまでには、高度専門人材を育成するためにどのような教育機関が最適かについて検
8 討するため、令和元年9月に「滋賀県高度専門人材育成機関検討会」（以下「検討会」という。）を庁
9 内に設置し、検討を行った。また、令和3年6月からの『「令和の時代の滋賀の高専」設置に向けた懇
10 話会』（以下「懇話会」という。）における検討や滋賀県立高等専門学校構想推進本部（以下「推進本
11 部」という。）における検討を経て、『滋賀県立高等専門学校 基本構想 1.0』（以下「基本構想 1.0」
12 という。）を取りまとめたところである。

14 第1節 現状

15 本県は、古くから東海道や中山道といった交通の要衝であり、人や物が交流する結節点として
16 発展してきた。

17 明治20年代からは、鉄道の急速な整備を基盤として地域産業の振興が進み、主に繊維産業を中
18 心に窯業、土石、木材、医薬など、いわゆる中小規模の地場産業が発展してきた。さらに、豊富
19 な労働力と県内で産出された亜炭および琵琶湖の水を利用して東洋レーヨンが化学繊維の工場を
20 設置したほか、いくつかの大規模工場もあったが、総じて第一次産業を中心とする農業県であっ
21 た。

22 また、商業は江戸時代からの近江商人の伝統を受け継ぎ、広域志向を大きな特長としていたた
23 め、国内はもとより海外展開する商店も多数存在し、我が国を代表する企業へと発展するものも
24 多かった。しかしながら、県内の商業は、大都市に近接していた影響もあり、一部の都市を除い
25 てあまり発展を見なかった。

26 昭和20年代後半より、工場誘致による産業振興を図ったが、前提となる社会資本の整備の遅れ
27 などから当初の成果は乏しいものであり、本格的な企業立地が進展するのは、昭和30年代に入っ
28 てからとなる。昭和35年、初めての総合的計画「県勢振興の構想」が策定され、工業振興によっ
29 て県民所得を全国水準に引き上げることを目標に「県工業開発促進条例」をつくり、工場誘致に
30 による地域振興を目指すこととした。

31 昭和30年代後半は、名神高速道路、東海道新幹線が開通し、工業団地の造成も進み、急速に工
32 業立地が進展し始めた。さらに、昭和40年代は、人口も増加し始め、道路整備の進展や工業団地
33 の積極的な造成を背景として、名神高速道路沿いに、電気機械、一般機械、金属およびプラスチ
34 ックをはじめとした加工組立産業の立地が進んだ。以後、広域的な利便性と大都市への近接性等
35 交通・物流上の優位性から、大企業を中心として電気・電子をはじめ、一般機械関係の部品等を

1 「最終学歴について修士・博士・専門職学位の課程を修了し、現職について「管理職」「事務系専門職（市場調査、財務、貿易・翻訳等）」「技術系専門職（研究開発、設計、SE等）」「医療・福祉関係専門職」「教育関係専門職」のいずれかに該当する者」（『平成30年版 労働経済の分析 一働き方の多様化に応じた人材育成の在り方について一』（厚生労働省）P.212）という定義もあるが、ここでは、一般的な用語として、高度に専門的な技術・能力を有する人材を指す。

36 製作する下請け関連産業等の集積が広く進み、全国有数の工業県へと変貌を遂げ始めた。²

37 現在では、県内総生産に占める製造業の割合が43.6%で全国1位³となるとともに、従業者数と
38 しても民営事業所の従事者数のうち、製造業が27.3%を占める⁴など、全国有数の内陸工業県とな
39 っている。

41 第2節 課題

42 日本で「人口減少」が社会問題として広く注目されるようになったのは、総務省統計局が平成
43 17年(2005年)10月1日現在の日本の人口について、「1年前の推計人口に比べ2万人の減少、我
44 が国の人口は減少局面に入りつつあると見られる。」と発表したころからとされている⁵。

45 本県においても、昭和42年(1967年)以降増加を続けてきた人口は、平成25年(2013年)の約
46 142万人をピークに減少に転じたところである⁶。

47 このような人口減少社会にあって、本県が国際的な競争力を維持し、また、経済・社会・環境
48 のバランスが取れ、将来世代も含めた誰もが新しい豊かさを感じられる社会を構築するにあつ
49 ては、専門的技術を社会に実装し、これからの滋賀の産業を支える、専門的技術を用いて価値創
50 造ができる実践的な高度専門人材が不足していることが課題であると認識するに至った。

51 そこで、検討会では、「価値創造力」、「専門性」および「実践力」を兼ね備えた高度専門人材を
52 育成するために最適な教育機関について検討を行うこととした。

54 第3節 様々な選択肢の比較検討

55 検討会においては、専門的技術を用いて価値創造ができる実践的な高度専門人材を育成するた
56 めにはどのような機関が最適かについて、複数の教育機関の比較考察を行うことで、検討を行っ
57 た。

58 その中で、高等教育機関としては、四年制大学や専門職大学との比較を、その他教育機関とし
59 ては、工業高校、職業能力開発施設、専修学校との比較を行った。

60 四年制大学は、専門性が高いものの、学術としての色彩が強く、現場に近い実践的な人材とし
61 てよりも、研究開発人材としての期待が高いと考えられること、一般教養課程や就職活動の影響
62 もあり、専門性を伸ばすには、大学院進学(修士卒)が求められる傾向にあること、専門職大学
63 は、平成25年に制度化された比較的新しい種別で、第一号開学は平成31年春であったため、未
64 だ卒業生が輩出されておらず、検討段階では未知数であったこと、また、その時点では専門学校
65 がベースになっている傾向があり、評価や認知度の形成には一定の時間を要すると考えられたこ
66 とから、最適ではないとの結論に至った。

67 また、工業高校については、就職率は7割程度と高く、就職者の大半は県内に就職しているが、
68 基礎的な知識と技術の獲得に重きを置いていること、職業能力開発施設では、実践性はあるが、
69 短期間の教育が基本で、専門性を高めるには限界があること、専修学校では、職業に直結するス
70 キルを短期間(一般的には2年)で学べる一方、専門以外の分野を学ぶ機会は少なく、進路変更

² 『令和4年度版 滋賀県の商工業』(令和5年3月 滋賀県商工観光労働部) P.12

³ 『滋賀県なんでも一番』(2023年7月7日掲載 滋賀県HP)

⁴ 『令和4年度版 滋賀県の商工業』(令和5年3月 滋賀県商工観光労働部) P.7

⁵ 『統計 Today No.9 人口減少社会「元年」は、いつか?』(平成21年7月3日 総務省統計局統計調査部国勢統計課長 千野 雅人)

⁶ 『人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀 総合戦略』(令和3年11月改定 滋賀県)

71 が難しいことと併せ、職種の幅が限られるとの見方もあるなど、いずれも最適な教育機関ではないとの結論に至った。

72
73 高専については、中学卒業後の15歳から、学習指導要領にとらわれない5年一貫の柔軟なカリ
74キュラムを通じ、実験実習を中心とした技術者教育を行うこと、四年制大学へ編入学する卒業生
75も多く、高い学力と応用力を伴って専門性、実践性を培っていることから、専門的技術を用いて
76価値創造ができる実践的な高度専門人材の育成に最も適しているものと判定した。

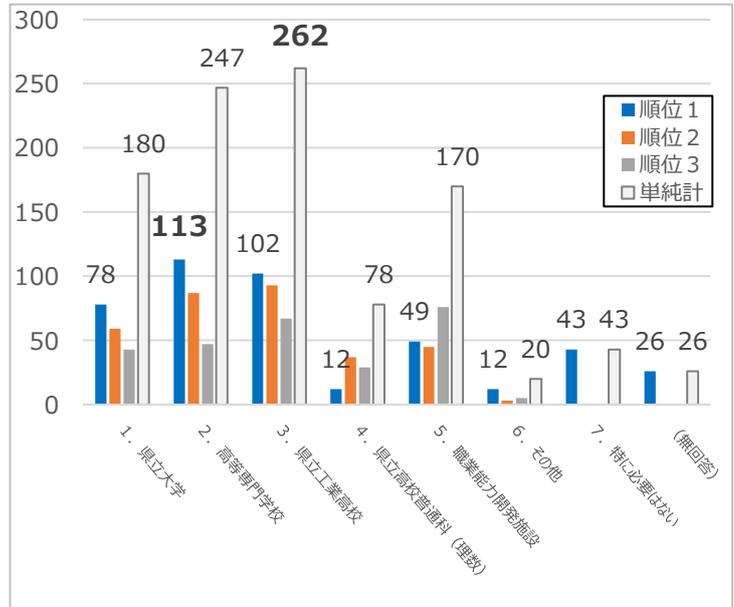
77
78 **第4節 ニーズ**

79 検討会では、県内企業からのニーズ調査や高専への入学者の状況調査
80も実施した。

81 県内企業からのニーズとしては、
82「どのような教育機関が必要か」について、令和2年10月に県内事業者
83約1,100者に質問票を送付し、約430
84者から回答を得た。

85
86
87 その中で、教育機関別の順位で順
88位1位の回答が最も多かったのは高
89専となった。

90 また、優先順位を問わない回答数
91の合計が最も多かったのは工業高校
92であり、次点が僅差で高専となった。(グラフ1)



【グラフ1 教育機関別の各順位回答数】

93 なお、企業規模(正社員数)別では、最も必要な教育機関として、小規模な企業ほど、大学よ
94りも高専・工業高校を回答する割合が高い傾向が見られた。

95 高専への入学者の状況については、全国の出身都道府県別の高専進学者数の調査を行った。こ
96の結果では、県内中学校卒業生から、例年60名程度が県外の高専に進学していること、高専が設
97置されておらず、首都圏にも属さない3県(山梨県、滋賀県、佐賀県)の高専への進学者数が極
98端に低く、高専が設置されれば、潜在的な需要が顕在化する可能性があることを確認した。(グラ
99フ2)



【グラフ2 都道府県別高専進学者数】

101 なお、令和3年度に行った中学生に対するアンケート調査⁷においても、「滋賀県内に高専があ
102 れば、進学したいと思いますか」という問いに対して「とてもそう思う」「そう思う」と回答した
103 割合が22.1%となり、一定の需要が存在する可能性が示された。

104 105 第5節 その後の検討の経過

106 令和3年2月に検討会がまとめた『中間まとめ2020』において、教育機関として高専が最適と
107 されたことを踏まえて、新たな高専の具体的な検討に向けて、有識者による懇話会を立ち上げ、
108 令和3年6月から11月にかけて、4回にわたり、広く意見を伺った。

109 この中では、育成すべき人物像や学びの方向性、学校規模の抽出、構想骨子案の検討を行った
110 ところであり、高専の設置・運営主体についても、国立、公立、私立それぞれの設置可能性につ
111 いて検討を行った。

112 懇話会では、沖縄高専開設以後、新たな国立高専設置の動きはなく、国立での設置は厳しい見
113 通しであること、具体的な新たな担い手が検討時点で不在であることから私立での設置も困難で
114 あり、公立（県立）での設置が最も適切という方向性が示された。

115 公立（県立）の場合、設置・運営主体は、県直営もしくは大学を運営する地方独立行政法人の
116 いずれかとなるが、懇話会においては、設置・運営主体について、県直営の場合は施策を学びに
117 反映させることに強みが出せるが、地方独立行政法人では、急速な社会情勢の変化に対応してい
118 く上で、より柔軟な学校運営が期待できるとされたが、設置主体を決定するまでには至らなかつ
119 た。

120 懇話会での意見等を踏まえて、令和3年度滋賀県議会定例会9月定例会議において、知事が県
121 立で設置することを、同11月定例会議において「公立大学法人滋賀県立大学を設置主体として優
122 先的に検討」することをそれぞれ表明し、令和4年3月に取りまとめた『「令和の時代の滋賀の高
123 専」構想骨子』（以下「構想骨子」という。）では設置主体を公立大学法人滋賀県立大学（以下「法
124 人」という。）とすることを定め、ここに至り、滋賀県立高等専門学校⁸（以下「県立高専」とい
125 う。）の骨格が固まった。

126 令和5年3月には、推進本部における議論を経て、構想骨子をより深化し、『基本構想1.0』を
127 取りまとめたところであり、その際、その後の検討課題については、引き続き知事を本部長とす
128 る推進本部において検討を進め、順次基本構想に反映することとした。

129 第2章以降に記載する内容は、当該方針を踏まえ、『基本構想1.0』をベースに内容の深化を行
130 うものである。

7 オンライン調査 実施主体：滋賀県
実施期間：令和3年7月5日～23日
対象：滋賀県内在住の中学千年生年代(約13,000人)
回答数：2,922件（うち「とてもそう思う」182件、「そう思う」465件）

8 『滋賀県立高等専門学校』という名称は仮称である。

132 第2章 学校の理念

133 本県は、日本の中央に位置し、温暖と寒冷の混じり合う気候のもと、琵琶湖を中心に周囲を山々で
134 囲まれた自然豊かな地であり、琵琶湖の水は県内、下流府県 1,450 万人の貴重な水源となっている。
135 日本を代表するモノづくり県でもあり、世界に冠たるグローバル企業の生産拠点も多く立地している。

136 2030 年代、40 年代、50 年代と、本格的な人口減少社会への移行、産業構造の変化など、今後、社
137 会が変化していく中であって、本県の恵まれた地の利をより活かしながら、将来にわたり競争力のあ
138 る力強い産業を創出し、我が国が持続的に発展していくためには、専門的技術を社会に実装し、地域
139 と産業を支える人材の育成が不可欠である。このため、県立で高専をつくり、この滋賀から専門的技
140 術を用いて価値創造ができる実践的な高度専門人材を育成していくこととした。

141 県立高専は、確かな技術を核として、滋賀発の高度専門人材の育成から地域や産業への技術実装、
142 そしてそれが次代を担う子どもたちの技術への関心と憧れの涵養へとつながっていくという好循環
143 の形成、さらに、産業界をはじめとした様々な機関が連携する「共創」と、そのつながりを通じた挑
144 戦のための教育・研究の拠点となり、「すべての
145 人と地球を支え続ける技術を磨く学校」となるこ
146 とを目指している。

147 これは、他機関との連携のもと、「すべての人
148 と地球を支える技術者」を育成し、地域や産業へ
149 の技術実装により、新たなモノ・コト・サービス
150 を生み出していくことにより、次代を担う子ども
151 たちに、技術への関心と憧れを抱かせ、それが、
152 将来にわたる「すべての人と地球を支える技術
153 者」の輩出に持続的に繋がっていくという好循環
154 の創出に挑むものである。(図1)



【図1 県立高専の理念】

155 また、将来世代も含め、誰もが新しい豊かさを感じながら自分らしく生きることができる社会へと
156 けん引していく高度専門人材を育成し続けていくためにも、県立高専は「基礎を重視し、変化し続け
157 る高専」として、社会の変化にも適切に対応しつつ、その存在意義を堅持し続けなければならない。

158 なお、開校に向けた検討段階において、また、変化に対応する段階において、複数の検討課題の間
159 で利益の相反が起こる可能性がある。その際は、その存在意義を堅持し続けるために、関係する全て
160 の者が利益を享受できることを念頭に置きつつも、「学生（高専生）のことを第一」において検討を行
161 うこととする。

162
163 第1節 設置目的

164 県立高専は、「すべての人と地球を支え続ける技術を磨く学校」として、その教育において「滋
165 賀発で次代の社会を支える高度専門人材を育成すること」を、また、社会との関わりにおいて「技
166 術者育成・交流のハブとして地域産業・社会へ貢献すること」をそれぞれ目的に、設置するもの
167 とする。

168
169 第1項 滋賀発で次代の社会を支える高度専門人材の育成

170 県立高専は、その教育において、これからの滋賀や社会を支える価値創造力と専門性、実践
171 力を兼ね備え、協働して挑む高度専門人材を育成することを目的とする。

172 これは、同じ高等教育機関である四年制大学で行われる研究開発を中心とした専門人材の育
173 成と趣を異にし、産業競争力につながる高度な技術力・専門性、先進的かつ高度な技術を社会
174 に実装できる実践力、そして新たな価値や行動を生み出す価値創造力を総合的に有し、様々な
175 分野や人々と協働してモノ・コト・サービスを生み出せる、生み出すことにチャレンジできる
176 専門人材を育成することである。

177 そのためには、県立高専内の学びだけでは不十分であり、地域社会や地元の企業、県内大学
178 等の学術機関、国や県、市町などの公共団体と有機的に連携し、学びの場を広げ、深めていく
179 ことが重要である。

181 第2項 技術者の育成・交流のためのハブとしての地域産業・社会への貢献

182 県立高専は、その社会との関わりにおいて、技術を通じてあらゆる世代の人々が行き交い、
183 様々な学びと実践の機会を提供する場として、地域の産業および社会に貢献していくことを目
184 的とする。

185 この意味するところは、単に『活動する場所』を提供することに止まらず、県立高専の教育
186 活動を中心に置いて、その教育活動に関与することで、学生の専門的で実践的な学びに資する
187 とともに、関与した民間技術者や大学研究者、公共団体の職員等にとっても新たな学びが得ら
188 れるといった『学びの場』を提供するものである。県立高専の学びに携わったすべての人が刺
189 激を受け、自らの糧となる、また、様々な分野の技術者が県立高専を舞台に交わることで、視
190 点・視野を広げられる実践の場となることを目指す。

191 また、我が国が将来にわたり競争力のある産業を創出し、持続的に発展していくためには、
192 子どもたちが将来に夢や希望を持ち、技術への関心や技術者への憧れを抱き、高めることで、
193 理工系を選択する子どもを増やすことが重要であり、例えば、小中学生を対象としたロボット
194 教室などの次世代の技術者の卵を増やす取組を実施する際にも、学生だけでなく、企業や公共
195 団体など、様々な主体が関わることで、子どもたちのみならず、関与した主体全てが新しい発
196 見や学びを得られるよう取組を進めていくこととする。

198 第2節 設置意義

199 県立高専の設置意義について、学生、産業界、地域の各側面から以下のとおり提示する。

201 第1項 様々なキャリアパスにつながる学びの提供（15歳の新たな選択肢）

202 学生の側面からの最大の意義は、県内に、今までにない進路の選択肢が生まれることである。

203 中学校を卒業する子どもたちの進路選択は、その後の人生に大きな影響を与える。その多く
204 が県内の高等学校への進学であるが、県外の高校や高専への進学や就職を選択する者も存在す
205 る。

206 県立高専の設置により、情報技術をベースとした、創造的で実践的な学びが可能となる環境
207 を整備することで、中学校を卒業する子どもたちの進路に新たな選択肢を提示し、その後の人
208 生の選択の幅を広げる。

210 第2項 共創による産業の活性化

211 産業界の側面からの最大の意義は、地域に根差しつつ世界を見据えた高度な技術人材の輩出

212 である。

213 そのためにも、県立高専の教育活動が創造的で実践的である必要があるが、県立高専単体で
214 はリソースに限界があることから、より発展的な教育活動を行うためには産業界をはじめとし
215 た様々な主体との関わりが必要不可欠である。

216 また、県立高専と様々な企業や大学などの学術機関、国・県・市町などの公共団体等とが交
217 流し、共創を実現することで、企業等のリスキリング教育の場としての活用、それによる新た
218 な発見、新たな産業の創出など、県内の産業のみならず様々な分野での社会の活性化につなげ
219 る。

220

221 第3項 地域と地球の課題の解決

222 地域の側面からの意義は、県立高専が育成した高度専門人材が地域や地球の課題解決に携わ
223 るとともに、教育活動の中で地域課題の解決に向けた取組を行うことが可能となることである。

224 県立高専が育成した高度専門人材が、産業界、学術機関、公共団体等において活躍する中で、
225 地域や地球における様々な課題を解決することとなる。

226 加えて、県立高専が実施するPBL（Project Based Learning：課題解決型学習）等の教育
227 活動や研究活動を通じて様々な企業や大学などの学術機関、国・県・市町などの公共団体のほ
228 か、地域住民との対流を生み出しながら、地域の課題解決に向けた具体的取組の場としての役
229 割を提供する。

230 また、地域公開講座等を各種関係機関とともに実施することでも同様の役割を担うとともに、
231 地域に根付いた高専として、社会に貢献する。

232

233

234 第3章 学びの内容

235 県立高専が設置目的を達成するためには、どのような『学び』を提供するかが重要である。提供す
236 る全ての『学び』のベクトルが、専門的技術を用いて価値創造ができる実践的な高度専門人材の育成
237 につながっていないなければならない。専門科目、一般科目に関わらず、達成すべき目的に沿って教育
238 内容を設定していく必要がある。

239 そのため、県立高専としては、育成する人物像としてディプロマ・ポリシー（DP）、カリキュラム
240 の特長と方向性としてカリキュラム・ポリシー（CP）、入学者の人物像としてアドミッション・ポリ
241 シー（AP）を設定する。

242 なお、これらのポリシーについては、今後更に細部の検討を行い、最終的には、『卒業・修了認定の
243 基本方針』としてのDP、『教育課程編成および実施の基本方針』としてのCP、『入学者選抜の基本
244 方針』としてのAPとする予定である。

245

246 第1節 育成する人物像（DP）

247 県立高専が設置目的や設置意義を達成するための高度専門人材として『育成する人物像』は、
248 滋賀で学び、滋賀・社会を支えるため、地域や地球の課題、一人一人の幸せの追求、産業競争力
249 の維持向上等に技術で挑む『基礎となる技術力を備えた上で、それを活かして社会や時代の変化
250 を敏感に読み取り、自らを変化し続ける人材』である。

251 そのためには、社会のニーズを汲み、考えを伝え、かたちを創り、他者の共感を得ながら新た
252 な価値を生むことができるよう、その基盤として、人や社会への向き合い方、信頼感、謙虚さ、
253 思いやり、倫理観、主体的に学び続ける意欲、生きる力などの意識・姿勢を持つこと、幅広い知
254 識、教養を持ち、思考力、判断力、想像力、課題発見・解決力に優れ、協調性、チームワークな
255 どの素養・資質を有すること、情報技術の基礎的な力、分野を掛け合わせる応用力、考えを形に
256 し、実践する力、コミュニケーション能力などのスキルを磨くことが必要である。

257 その前提の上で、これらを基盤として育成する人物像を以下5点提示する。

258

259 第1項 次代の滋賀とその産業を支える「高度専門人材」

260 県立高専が育成するのは単なる技術者ではない。将来の社会や産業を支える中心的な人材と
261 なることを期待する高度専門人材である。

262 県立高専で修得したことをベースとして卒業後も技術や知識の修得を継続し、未知の領域で
263 あっても、自ら考え、実践し、課題の解決に向かって歩みを進めることができるだけの専門性
264 と実践力を備え、その後の学びや業務における活動を通じて、社会をけん引していくことがで
265 きる人材を育成する。

266

267 第2項 問題発見・解決力の素養を兼ね備えた人材

268 誰かから指示をされて動くのでは、県立高専が育成すべき専門的技術を用いて価値創造が
269 できる実践的な高度専門人材とはいえない。自ら問題や課題を見つけ、分析し、改善や解決に
270 向けたポイントを洗い出し、自らの力で解決のための道筋を見つけ、実行する人材を育成する。

271

272 第3項 情報技術を多分野に活かせる人材

273 Society5.0 では、情報技術が様々な分野で活用されており、ベースに情報技術がなければ、

274 将来の展開が見込まれない状況となっている。

275 そのため、情報技術系のコースだけではなく、全てのコースにおいて、単にプログラムを組
276 み、AIやIoTなどの実装や活用が可能なだけではなく、適切に情報リテラシーを修得し、
277 データの分析を行うなど、実践的で幅の広い情報技術を修得し、それを自らの専門分野のみな
278 らずあらゆる分野に活用・応用できる人材を育成する。

279

280 第4項 世界の様々な分野や人とつながれる人材

281 技術は様々な分野で日々進歩し、その進歩は日本のみならず、世界中で起こっている。社会
282 や産業を支える人材として活躍し続けるためには、様々な地域、分野の人材との協働・共創が
283 必須となる。

284 そのため、世界の様々な分野や人と不自由なく意思疎通が図れ、議論を行い、知識を修得す
285 ることができるだけの言語・コミュニケーション能力を有するとともに、地域や分野を超えた
286 多様な人々とつながれる積極性を有する人材を育成する。

287

288 第5項 近江の心が備わった人材

289 最後に、「滋賀県立ならでは」、「滋賀県立らしさ」の象徴としての人材像である。

290 琵琶湖を中央に抱く本県では、人々は自然の恵みを持続的に活用する知恵や近江商人に代表
291 される『三方よし』の精神を活かしながら暮らしをつないできた。

292 自分だけが良ければよい、自分と取引の相手方だけが儲かればよいという思想は、関わり
293 ある人々との間に軋轢を生み、将来の問題の端緒となる可能性がある。

294 「商売において売り手と買い手が満足するのは当然のこと、社会に貢献できてこそよい商売
295 といえる」という近江商人の思想や、琵琶湖を守るために粉せっけんを使おうという「石けん
296 運動」に代表される県民が主体となった環境保護活動の精神など、これまで本県が培ってきた
297 社会をよりよくしようという思想については、今後も引継ぎ、活かしていかなければならない。

298 そのため、課題解決にあたっては、関係するすべての者の利益を求めることができる人材を
299 育成する。

300

301 第2節 カリキュラムの特長と方向性（CP）

302 具体的なカリキュラムは、今後検討していくこととなる。現時点では、その特長と方向性を示
303 すものとする。

304 今後、ここに示す特長と方向性を軸として、具体的な内容を定めていくものとする。

305

306 第1項 カリキュラムの特長

307 令和の時代に新設する滋賀県立の高専ということを強く意識し、「高専の強み」、「令和らし
308 さ」、「滋賀らしさ」をキーワードに、情報技術、社会実装、価値創造の切り口で、県立高専の
309 カリキュラムの特長を以下のとおり打ち出す。

310

311 ①高専の強み

312 中学校卒業後に大学受験を挟むことなく5年間一貫で教育ができること、また、高等学校
313 とは異なり、各校の教育目的に沿った柔軟なカリキュラム編成が可能であるという高専の強

314 みを十分活かしたカリキュラムとする。

315 ただし、確かな技術力に裏打ちされた専門性を兼ね備えるためには、体系的なカリキュラ
316 ムが必要であり、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立高専機構」という。）では、
317 国立高専のすべての学生に到達させることを目標とする最低限の能力水準・修得内容である
318 「コア」と、高専教育のより一層の高度化を図るための指針となる「モデル」とを提示した
319 『モデルコアカリキュラム』を策定している。

320 県立高専でも、この『モデルコアカリキュラム』を活用することで、専門性と確かな技術
321 の修得を目指す。

322 また、他高専と同様、実習・実践を重視したカリキュラムとし、社会で活躍する即戦力の
323 育成につなげていくものとする。。

324

325 ②令和らしい新たな学び

326 現代社会は、情報技術を抜きにしては成立しない。AI、サイバーセキュリティ、データサイ
327 エンス、数理科学、計算科学技術、材料など、Society5.0の実現を支える人材の確保があ
328 らゆる分野で急務となっていることを踏まえ、情報技術をベースとした学びを構築する。

329 また、ユーザー視点を欠くなど、デバイス中心の研究開発では新たな産業に結びつかない
330 ことから、分野を超え、複数分野をまたぐ視点から全体を見渡せ、新たな価値観やコンセプ
331 トを打ち出すことにつながる学びを構築し、付加価値を高める人材の育成や様々なキャリア
332 への挑戦につなげていくものとする。

333

334 ③滋賀・びわ湖で培う人間力

335 県立高専で学ぶ以上、滋賀の地域力、リソースを最大限活用したカリキュラムとする。滋
336 賀そのものを教材、学習のフィールドとすることを重視する。

337 近江商人の「三方よし」の精神をその歴史から学び、受け継ぎ、持続可能な社会の構築を
338 志向するとともに、琵琶湖をはじめとする自然、歴史・文化等を大切に、地域・企業と連
339 携することで地域に誇りと愛着を持ち、主体的に地域の課題を解決する行動力を養うことで
340 対話力・人間力を育成するとともに、修得技術の地域実装、社会実装への挑戦につなげてい
341 くものとする。

342

343 第2項 カリキュラムの方向性

344 滋賀発で次代の社会を支える高度専門人材とは、言い換えれば、専門的技術を用いて価値創
345 造ができる実践的人材である。

346 このような人材を育成するためには、社会実装に向けた実践・挑戦を通じて、価値創造力を
347 養成することが必要となる。そのため、滋賀県立大学（以下「県立大学」という。）が培ってき
348 た地域力や産業界の力を活用し、PBLを中心に据えて、カリキュラムを設計するものとする。

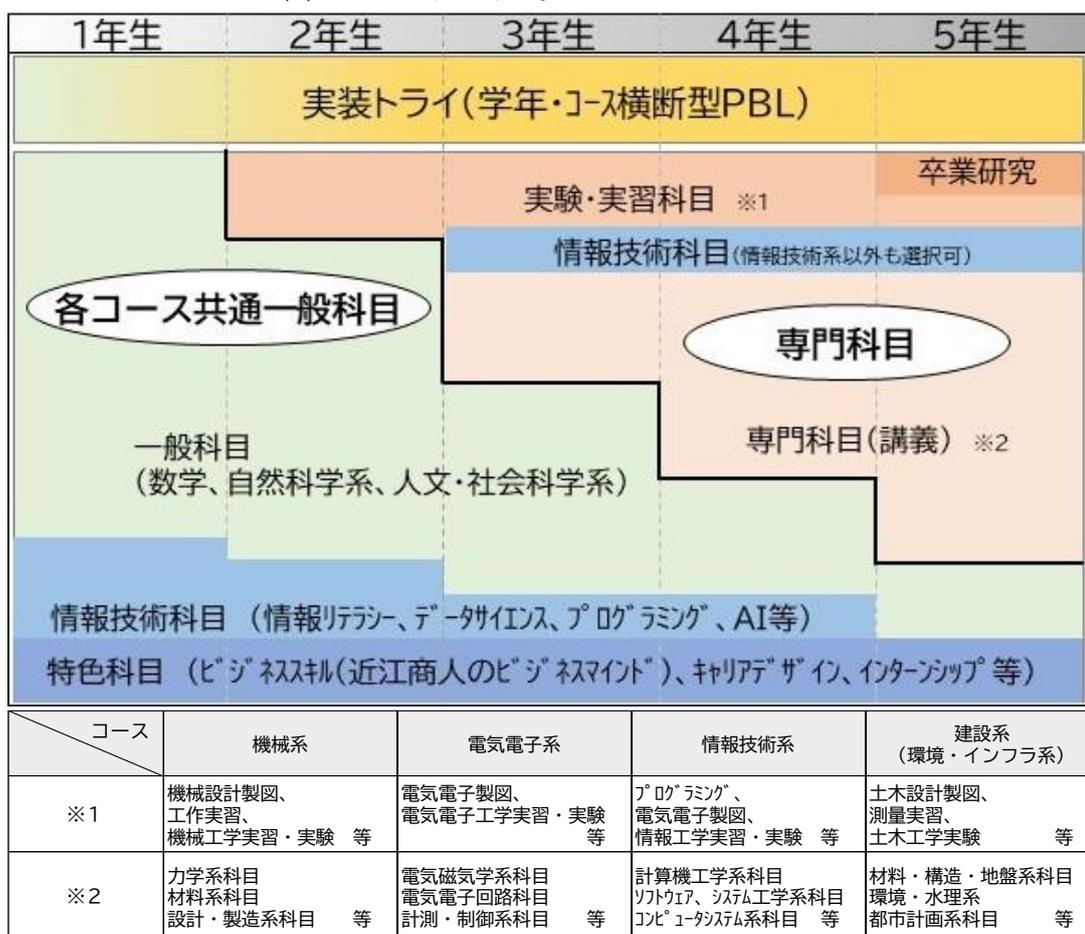
349 PBLは各科目の修得と連動することが重要である。PBLを実施する中では、授業では習
350 っていない知識や技術を必要とすることがある。知識や技術の不足を認識すること、また、教
351 養・専門を問わず、幅広い知識・技能の修得が必要であると認識すること、実際に取得した知
352 識・技能を活用して成果につなげるが必要であり、PBLと座学・実習が相互に関係しあ
353 い、織り重なることで、相乗効果の発揮を目指す。

そのため、専門科目はもとより、一般科目においても、その先にPBLがあることを念頭にカリキュラムを設計していく。

なお、民間企業や大学等の教育機関、国・県・市町等の公共団体等には、多種多様な優れたリソースが存在する。より実践的で高度な教育活動となるよう、カリキュラム編成にあたっては、地域に存在するそれらのリソースとの連携・協働を重視していく。

①高専の体系的カリキュラム

県立高専では、5年間を通じ、一般科目、専門科目ともに、基礎から応用まで段階的に各能力、専門性を高めていけるよう、体系的なカリキュラム編成を行う。現時点で想定しているカリキュラムのイメージは図2のとおりである。



【図2 カリキュラムのイメージ】

一般科目（教養科目）は、PBLで求められる問題解決能力の源泉となるものである。複雑・不確実・曖昧な問題が顕現してきている現代社会にあって、現実にかかる諸問題に対して、必ずしも論理的、科学的に正解が得られるわけではなく、正解のない問題、解が複数存在する問題もある中で、十分な時間が与えられずに意思決定が迫らせる場合もある。その際、実践に直結する何らかの解を選択するにあたって、より処となるのが教養であり、考え抜き、生き抜くための命綱としての教養が求められている。こうした認識のもと、県立高専においては、PBL実施の土台となる素養・能力として、また、専門的技術を用いて価値創造ができる実践的技術者として身に付けておくべき教養＝リベラルアーツとして一般科目（教養科目）を位置付けるものとする。

375 人文系の科目は、PBLの実施にあたって、ベースとなる社会的前提条件を理解する意味
376 で重要である。そのため、PBLで活用する可能性があることを前提とした科目構成として
377 いく。

378 言語・コミュニケーション能力については、日本語および英語について、世界の技術者との
379 の意思疎通が図れるよう、文章構成の基本、論文作成の基礎技術、会話によるコミュニケーション
380 のための技術を磨くなど、技術者としての基礎的な文章能力、コミュニケーション能力
381 の獲得を目指す。

382 数学については、専門科目を学ぶための基礎的な能力として特に重視する。また、単に問題
383 の解き方を学ぶのではなく、実社会での使用場面等を想定した問題設定など、実際の利用
384 がイメージできる学習内容となるよう工夫する。

385 専門科目については、高専を卒業して様々な進路を選択するに際して、どのような進路で
386 あっても一定の技術的基盤に基づいて自らの力で進んでいけるだけの専門的知識・技能を育成し、
387 PBLを実施するための専門性の基盤として位置付ける。

388 そのため、専門的知識の修得のみならず、実験・実習を通じた技術の修得について、応用
389 が可能となるよう、基礎・基本の高いレベルでの修得を目指す。

391 ②情報技術

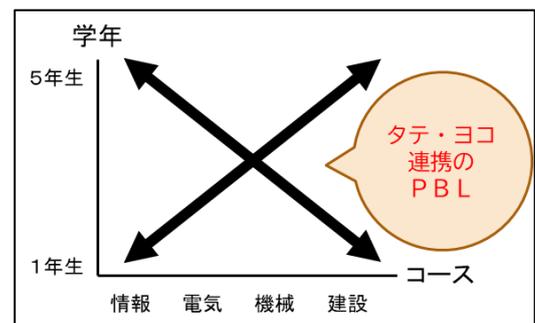
392 情報技術は、「令和の基礎力」、全学生共通の基礎力として、一般科目としても、また、専門
393 科目としても設定する。

394 情報技術系のコースはもとより、その他のコースに進んでも、情報リテラシーやデータサイ
395 エンスなどの情報の利活用のほか、プログラムを組み、AIやIoTの活用が可能となる
396 ようカリキュラムを編成する。

398 ③実装トライ

399 低学年から学年の枠を超えて、かつ、コースの
400 枠を超えて、学校全体でPBLでの実践を通じた
401 学びを実施することを検討する。(図3)

402 PBLでは、高専ならではのコンテスト⁹を題材
403 としたチャレンジのほか、県立の良さを活か
404 すべく、「滋賀」そのものを教材、学習のフィールド
405 として活用して、滋賀で実在する行政課題、
406 地域の課題、各産業での課題や、県内企業の困り



【図3 PBLの概念図】

407 ことから、テーマを学生が発見・設定し、技術の力で解決に向けた取組を実践する等の様々

⁹ 高専ならではのコンテストの一例は以下のとおり。

アイデア対決・全国高等専門学校ロボットコンテスト（ロボコン）

全国高等専門学校プログラミングコンテスト（プロコン）

全国高等専門学校デザインコンペティション（デザコン）

全国高等専門学校英語プレゼンテーションコンテスト（英語プレコン）

防災コンテスト

ディーラーニングコンテスト（DCON）

高専女子対象のコンテスト（GCON）

408 なプログラムを設定し、在学中から実社会の現場そのものや、それに近い状況下で失敗をお
409 それぞれ挑戦する機会を創出する。

410 PBLの実施にあたっては、プロジェクトの結果（課題の解決、コンテストでの優勝等）
411 が重要なのではなく、失敗や試行錯誤から何を学び、次にどのように活かすのかを検討した
412 のかなど、「教育活動としての学び」が最も重要であることを念頭に置く必要がある。

413 また、多分野・複数学年によるプロジェクトを事前に目的を明確にして設計すること、お
414 よび様々な企業や大学などの学術機関、国・県・市町などの公共団体等との連携・協働によ
415 る多様なリソースの活用により、実践力を磨くことに加えて、以下の教育効果の獲得を検討
416 する。

417

OPT¹⁰による教育実践

418 技術は必要に応じて適切に引き継がなければならない。そのための実践に際しての教育
419 活動は重要である。そのため、上級生が下級生に対して、年次ごとに『何を修得させるか』
420 をプログラムとして明確にし、それを計画、実行、評価の各段階で測定することで、計画的
421 に「技術を伝達し、後進を育成するための能力」に関する実践的技術の修得を目指す。

422 なお、測定にあたっては外部からの公平・公正な意見が得られるような工夫も検討してい
423 く。

424

プロジェクトマネジメント手法の修得

425 プロジェクトは技術力があるからといってうまくいくとは限らない。クオリティ、コスト、
426 デリバリーについてのマネジメントを行い、その中で求められる成果をいかに実現するか
427 について管理ができて初めて、成功に向けて進むことができる。

428 プロジェクトのマネジメント技術を修得することは実践的能力を獲得する上で重要であり、
429 PBLの中でその手法について修得する。

430

他学年・多分野連携

431 プロジェクトを成功に導くためには、プロジェクト・メンバーや関係者間での良好な人間
432 関係が必要である。

433 通常の教育活動では交わることが少ない、他学年、他コースとの人間関係の構築により人
434 間関係構築のスキルを磨くことを目指す。

435 学年を超えて、また、コースを超えて協力してプロジェクトを実施することで、分野横断
436 の協力関係の必要性を認識するとともに、コミュニケーションスキルを磨く。

437

438 なお、PBLの実施にあたっては、プロジェクトマネージャーによるマネジメント指導、
439 人事・研修担当者による研修計画の策定支援等、業務を通じた人材育成やプロジェクトの管
440 理、複数部署や会社を超えた連携などの実社会における経験が豊富な産業界等の協力を得る
441 ことで、より実践的で教育効果の高い教育活動となることが期待できることなどから、積極
442 的に様々な主体との連携・協働による多様なリソースの活用を図ることとする。

¹⁰ On The Practice Training の略。なお、OJT を元にした造語。

443

444

④価値創造デザイン

445

県立高専が育成する高度専門人材には、技術を単なる技術としてではなく、価値を生み出すスキルであると認識し、社会に変化をもたらすことを期待している。

447

そのためには、機械、電気電子、情報技術、建設といった各コースの専門分野のみならず、起業やビジネスといった社会における価値創造に関わる分野の知識や技術も必要となることがある。加えて、前例にとらわれず、他者の共感を得ながら自分の考えを表現し、提案しながら、対話を通じて異分野とつながれる力も必要となる。

451

については、企業の活動の実際を見学・体験するとともに、インターンシップを低学年から実施することなどを検討する。なお、その際は、友好州省を含め、海外に所在する海外事業所等との国際的な連携や、課題解決型や有給型などの各種形態についても検討を行う。

452

453

454

その他、アントレプレナーシップやビジネススキル、キャリアデザインなど、社会における価値創造に必要な技術に係るカリキュラムの設定についても検討する。

455

456

一般科目についても、論理的意見の形成や人間性の育成、知識の汎用性を高めるために重要な役割を果たすことから、価値創造という観点からのカリキュラムの設定についても検討を行う。

457

458

459

第3節 入学者の人物像（AP）

460

DPやCPを踏まえると、県立高専での教育活動に必要な能力のうち、入学前（中学校卒業時点）で修得しておくべきものについては、着実に身に付けておくことが必要である。

461

462

特に、県立高専では情報技術を基礎とした教育活動を行うこととなることから、数学的能力については重視する。

463

464

また、創造的で実践的な学びを行っていくためには、複数分野を掛け合わせた教育が必要となる。そのような幅の広い教育に対応するためには、単に基礎的学力を有するだけではなく、高い意欲が必要となってくる。

465

466

467

そういったことを踏まえた入学者のイメージは、以下のとおりである。

468

469

- ・高専で学ぶための基礎学力を備え、幅広く学び続ける意欲を持っている人
- ・ものづくりやプログラミングなど、仕組みを考え、カタチにする能力を伸ばしたい人
- ・みんなの幸せを考えることができ、人のために役立ちたいと考えている人

470

471

472 第4章 地域・学術機関・産業界等との連携・共創

473 実践力を身に付けるための学びにあたっては、地域に存在する様々なリソース（地域・大学等の学
474 術機関・地元企業等の産業界・国、県、市町等の公共団体等）との連携・共創が重要であり、不可欠
475 である。

476 また、その際は、『三方よし』の精神に基づき、県立高専だけが利益を享受するのではなく、関与す
477 る様々な機関や人が利益を享受できるようにする必要がある。

478 様々な主体との連携・共創に向けて、その方向性を示す。

479

480 第1節 学術機関との連携・共創の方向性

481 まず、県立大学については、県立高専開校後は、同一法人がこの二つの高等教育機関を運営す
482 ることとなる。そのため、他の大学以上に綿密な連携が可能と考えられる。

483 県立大学は、県立高専と関連の深い工学部を有するほか、これまで培われてきた地域との連携
484 のノウハウなど、様々な強みを有している。このような強みを活かしながら、県立大学と県立高
485 専の人的・教育的交流、共同での地域プロジェクトや研究の実施、県立高専卒業生の県立大学へ
486 の編入学など、双方の学びの幅を拡げ、深めるための連携方策について、今後詳細を検討する。

487 また、県内には理工系をはじめとする多くの大学が立地し、それぞれ学術的な研究や教育が行
488 われているところであり、これら大学の持つ「多様な分野の研究力」と、高専の持つ「実践力」
489 というそれぞれの特長を活かし、大学と高専、そこで学ぶ学生同士が、ともに刺激しあい、高め
490 合う関係を築いていくことが必要である。

491 学術機関との連携の具体的方策については、今後、関係者と調整を行い、検討を行う。

492

493 第2節 地域との連携・共創の方向性

494 産業界との連携・共創のみならず、国・県・市町などの公共団体のほか、地域社会との連携・
495 共創も重要である。

496 県については、「県立」で設置されることを活かし、積極的に県の各機関と連携を図る方向で
497 検討を行う。特に、工業技術センターなどの公設試験研究機関については、高度な専門知識と、
498 これまで培った数々の経験・情報を有している。こういったリソースを活かすことで、県立高
499 専のみでは不可能な教育活動が実施できる。

500 県立高専の設置予定地は野洲市市三宅の野洲川近傍に位置し、隣接して国有地が存在してお
501 り、野洲市では、この国有地を活用して「MIZBEステーション」¹¹の整備を目指して検討を
502 行っている。国との連携については様々な省庁・機関との連携を模索するが、特に、隣接国有
503 地を所有し、関連性の高い国土交通省との関係強化について検討を進める。県立高専では建設
504 系のコース設置を予定しているところであり、防災という観点から、建設・インフラ等に係る
505 技術教育に関する連携や、協働による地域住民や子どもに対する防災学習講座の実施など、立
506 地の状況を活かした活動を検討する。

507 市町については、立地場所となる野洲市をはじめ、県内各市町が有するより地域社会に近い
508 レベルでの実務的な経験・ノウハウや地域社会とのつながりの活用など、様々な連携を模索す
509 る。また、地域社会については、具体的な地域課題を活用したPBLへの参画や、その中での

¹¹ 河川防災ステーションのうち、上面などを活用した平時における市町村等の取組により、地域活性化や賑わいの創出が期待されるものとして国土交通省において登録されたものをいう。

510 交流などについて連携を検討する。

511

512 第3節 産業界との連携・共創の方向性

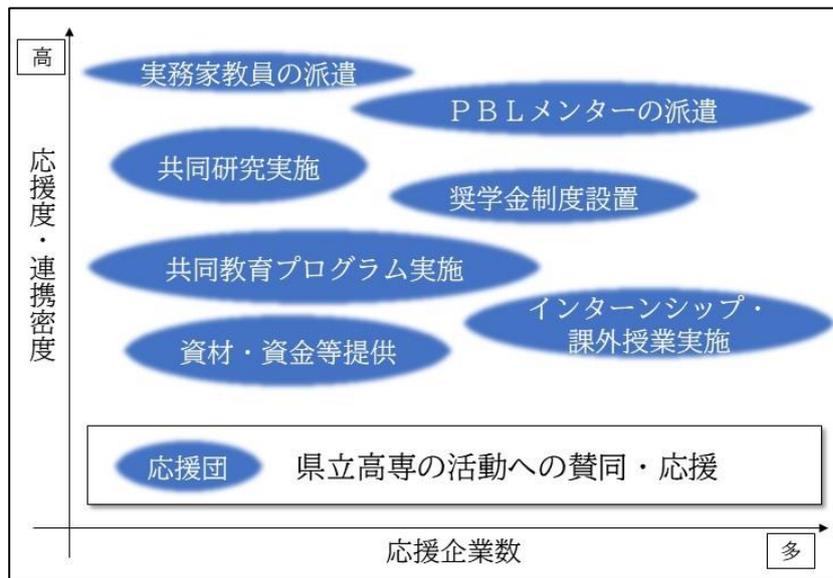
513 産業界との連携・共創については、令和4年5月30日に県商工会議所連合会、県中小企業団体
514 中央会、県商工会連合会、滋賀経済同友会、滋賀経済産業協会、びわこビジターズビューロー、
515 県建設業協会、法人および本県の9者で「高等専門学校への設置に向けた共創宣言」を行い、『人材
516 の活躍』『学びの充実』『次世代の育成』『連携の枠組み』の4項目について、共に取り組むことと
517 した。

518 この中で、『人材の活躍』については、県立高専卒業生をはじめ技術人材が専門性、実践力、価値
519 創造力を活かして、やりがいを持ちながら活躍でき、スキルアップできる環境を整えるとともに、
520 技術による社会および地球環境への貢献を促していくこと、『学びの充実』については、リアル
521 な課題に即した学びを提供し、学びの内容をアップデートし続けていくために、互いに知識や
522 経験に基づく提案を行うとともに、技術者交流によるイノベーションを促していくこと、『次世代
523 の育成』については、技術者が活躍する姿やモノ・コト・サービスを支える技術の魅力を広く伝
524 える機会を設けるなど、次世代をはじめ人々の技術への関心と憧れを醸成し、次代を担う技術人
525 材の裾野を拡大していくこと、『連携の枠組み』については、取組を進めるために、関係者が互い
526 のリソースを提供しあえる連携の枠組みを設け、次世代に誇れる高専とするべく、その設置と運
527 営を支えていくこととしている。

528 様々な主体との協働は、一時的、単発的なものではなく、長期的、継続的な取組とする必要が
529 ある。なぜなら、連携・共創の方向性として、教育活動（特に授業）への参画が最も連携度が高
530 く、こういった活動は長期間にわたる積み重ねが必要であるからである。そのため、県内所在企
531 業はもとより、県人会等と連携するなど、広く連携企業を確保するよう努める。

532 また、連携・共創の一つの
533 類型としては、資金や資材
534 の提供というのも想定され
535 るところであるが、提供さ
536 れる資金や資材が教育活動
537 に関係する場合も、その期
538 間は長期的で継続的なもの
539 となることが望ましい。

540 連携・共創に向けては、今
541 後様々な主体と一緒に検討
542 を進めていく必要があるた
543 め、ここでは、イメージを示
544 すに留める。(図4)



【図4 企業と高専との関係性】

545 なお、各主体が連携・共創
546 にメリットを感じ、規模に関わらない多様な企業が参画できる仕組みでなければ、その関係は持
547 続しない。そのため、企業の従業員のリスキリング教育や能力アップにつながり、本県産業の育
548 成にも貢献できるカリキュラムの編成、地域社会への技術実装につながる産官学研究、早い段階
549 から息の長いインターンシップや課外授業を通じた学生と地元企業や技術者との交流による卒業

550 生の地元定着促進など、産業界が県立高専の教育活動に関与することでメリットが享受できるよ
551 うな関係性を構築するとともに、企業版ふるさと納税制度の積極的な活用等、その負担の軽減策
552 を講じることで、各主体が連携・共創に積極性を示すための土台作りを行う。

553 このような活動を実施するためには、その拠点となる施設が必要であることから、県立高専に
554 は、技術を軸として人と情報が交流できる学びと実践の拠点施設を設置することとしている。

555 こういった施設を活用しながら、様々な主体が交流し、意見を交わし、情報を収集・分析し、
556 調べ、学び、実践し、共有することで、すべての人と地球を支え続ける技術を磨く学校となるこ
557 とを目指す。

558

559 第4節 連携・共創に向けた関係構築の方向性

560 連携・共創にあたっては、第一に継続的な関係構築、第二に定期的な情報提供、第三に積極
561 的な意見交換・意識の共有、第四に県立高専の活動への継続的な関与が必要である。

562 継続的な関係構築については、県立高専が教育機関であり、長期にわたって活動を継続して
563 いくことから、連携・共創についても、単年度で終了するような短期の関係ではなく、数十年
564 単位で長く、長いものとしていくことが重要となる。特に、教育活動への関与については、継
565 続性が必要となることが想定されることから、一層その傾向が強くなる。

566 定期的な情報提供については、情報がなければ連携・共創もできないことから、関係を構築
567 した者・しようとする者に対して、定期的に必要な情報が行き渡るような仕組みの構築が必要
568 である。また、連携・共創する者全てが利益を受けなければ関係は持続せず、そのためには、
569 積極的な意見交換・意識の共有により、お互いの利益を調整し、皆が納得の上で関与するこ
570 とが必要である。そうすることで、県立高専の活動（特に教育活動）に対して継続的に関与する
571 関係が構築される。

572 このような関係の構築を進めていくための第一歩として、まずは、年に1～2回程度のフォー
573 ーラムを開催し、積極的な情報提供を行う。

574

575

576 第5章 学校運営

577 開校後の学校組織や学生の活動に係る方向性について検討を行う。なお、学校運営については学校
578 長に権限と責任があることから、詳細については、学校長の候補となる人材を交えて検討を行って
579 いく。

580 また、前提として、学生が地域に誇りと愛着を持つとともに、地域から誇りと愛着を持たれる学校
581 運営が必要であり、地域から隔絶することがないよう留意するものとする。

582

583 第1節 学校運営の方向性

584 県立高専で育成する人物像が、自ら考え、自らの力を使って社会をけん引していく人材である
585 ことを踏まえれば、学校運営は可能な限り自由を大切にし、学生の自主性を重んじることが必要
586 である。

587 そのため、問題があれば自分たちで考え、自分たちで解決策を提示し、実行・検証した上で、
588 更なる改善を行うことを前提に学校運営の方向性を検討する。

589 一方で、高専は高等教育機関ではあるが、中学校を卒業した10代半ばの若者に教育を施すこ
590 と、また、県立高専では学生寮の設置を予定していることから、学生の生活指導について留意し、
591 学生が自主性を持ちつつ、卒業時には規範意識を有し、社会で自立できるだけのバックアップを
592 行っていくものとする。

593

594 第1項 学校運営方針

595 県立高専の運営にあたっては、学生が『責任のある自由』を有し、自らの自発性を発揮し、
596 一定の範囲内での自治を有するよう設定する。

597 また、教員と職員が一体となった運営を心掛け、学生の主体的な学びに対するバックアップ
598 体制を構築する。

599 なお、可能な限り情報技術の活用に努める。特に校地内における校内ネットワークへのアク
600 セスやオンラインを活用した授業の実施など、地理や施設的な条件による教育活動への制限が
601 極力発生しないよう努めることとする。

602 課外活動についても学生の自由と自主性を重視するとともに、教職員の負担の在り方につい
603 ても検討を行い、適切に対応することとする。

604 詳細については今後検討を行う。

605

606 第2項 学びを充実させるダイバーシティの観点

607 県立高専で育成する高度専門人材は、先人のいない分野であっても、自らの力で切り拓いて
608 いくため、幅広い知識を有し、論理的な思考が可能であり、人間力を兼ね備えることが必要で
609 ある。

610 そのような人材となるためには、多様性を許容し、理解することが必要となる。そのため、
611 県立高専ではダイバーシティの観点が学びを充実させ、学生の人格形成に資するという認識の
612 もと、性別・年齢・国籍・障害の有無にかかわらず、多様な人が集い、学べる環境を整備する
613 とともに、学生支援の専門家の視点も加えつつ、以下の点において、学びの内容についても検
614 討を進めていくものとする。

615

- 616 ・学びの提供方法への工夫
- 617 国籍や文化・障害・性自認などのダイバーシティを前提に、あらゆる学生が心地よく修学
- 618 できるための学びの提供方法を検討する。
- 619 ・ダイバーシティ理解の促進
- 620 授業や研修を通じて、学校全体のダイバーシティに関する理解を促進するための学びの内
- 621 容を検討する。
- 622 ・素敵な先輩の活躍
- 623 小中学生に向けて、県立高専で学ぶ多様な学生の姿を見てもらい、技術教育やキャリアパ
- 624 スにおけるジェンダー意識を緩和する。

625

626 第2節 学生

627 入学定員や入学にあたっての制約条件など、現時点で決定している事項に加えて、今後検討を
628 要する事項について記載する。

629

630 第1項 入学定員

631 入学定員は120名とする。

632 定員における制約条件（性別や県内居住者の入学者に占める割合等）を設定するかは今後検
633 討することとする。

634 なお、制約条件等の設定にあたっては、多様性の確保、県内出身者の入学可能性等を念頭に
635 置いて検討を行う。

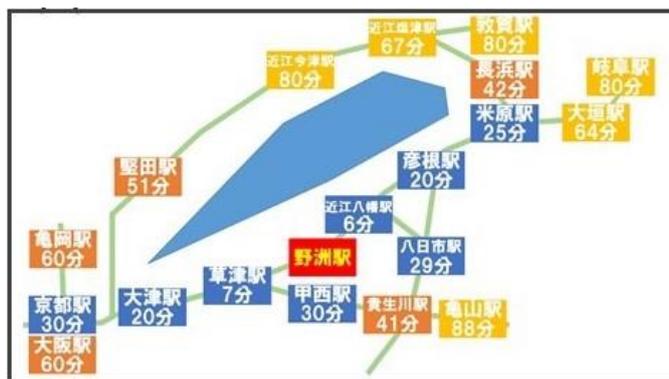
636

637 第2項 入学者

638 ①居住地域

639 県立高専への通学時間は図5のとおりである。立地上、「通える高専」を県立高専の特長の
640 一つとしており、県内の大部分の地
641 域から通学が可能な場所となっている。
642

643 しかしながら、入学条件として、居
644 住地域における制限は設けず、国内
645 外、県内外を問わず入学者を受け入
646 れること、県内でも通学が困難な地
647 域が一部存在することから、学生寮
648 を設置することとしている。



【図5 通学時間の例示】

649 学生寮は全学年を通じて50名の定員としており、自宅からの通学が困難な学生について3
650 年生までは学生寮での受入れを行い、4・5年生は地域で生活することで、学生が地域に誇
651 りと愛着を持つとともに、社会とのつながりを持つための一助とする方向で検討する。

652 なお、下宿等の学生の地域居住に関する方向性については、地元市等との調整などを踏ま
653 えて、今後検討を行う。

655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689

②選抜方法

入学者選抜はAPに記載の人物像に適合しているのかを判定するための選抜試験を実施する。選抜試験の回数や種類等については、今後検討を行う。

入学後の不適合¹²を極力減らすため、入学前にオープンキャンパスやキャンパスツアー等を実施するなど、県立高専の理解促進に努める。

③入学者の確保

本県から他県の高専に進学している者が毎年度60名程度存在すること、高専の所在する都府県の高専進学者数が高専の所在しない県の高専進学者数を2倍以上上回っていること、令和3年に行った中学生アンケートの結果では、県内に高専があった場合には20%の学生が進学意向を持っていること¹³、近隣の国公立高専の入試倍率が約1.4倍から2.3倍程度¹⁴であることを考慮すれば、県立高専においても一定数の入学志望者が見込まれる。

しかしながら、状況に身を任せて満足するのではなく、入学者を更に増加させるため、効果的な広報活動を検討する。

まず、入学者を増やす前提として、理工系に進学しようとする子どもを増やすことが必要である。そのため、入学者確保の一環として、子どもたちが科学・技術を楽しいと感じ、興味・関心を覚えることで、理工系の進路を選択し、もって理工系人材の増加につながるための取組を実施する。

例えば、実体験を伴うイベントをショッピングモールなどの不特定多数の者が集まる場所で行うことで興味・関心の薄い子どもへのアクセス性を向上させる、様々な主体(近隣の高専、県内大学、企業、県立施設等)と連携する等の工夫をすることでイベントの規模を確保する等の工夫を行うなど、効果的・効率的な取組を検討する。

加えて、進学を選択肢に入るよう、県立高専の理念やカリキュラム、特長等について、周知広報を行う。

なお、理工系に進学しようとする子どもを増やすためには、進路選択の判断を行うまでに技術への関心や憧れを醸成することが肝要となることから、小中学校に連携を図りながら、小学校高学年から中学生の年齢層をメインターゲットとした活動を行う。

併せて、進路選択にあたっては、保護者や教育関係者(教員等)が大きな影響を与えることから、これらの関係者に対してもアプローチを図る。

理工系人材増加に向けた取組を検討するにあたっては、県立高専のみならず、近隣府県に所在する高専や理工系学部を有する大学、県立の工業高校等も恩恵を享受することが可能であることから、連携・協働による取組についても検討を行う。

第3項 卒業後の進路

高専の卒業生の進路は、全国平均で、就職する者が約6割、専攻科や大学への編入学などに

¹² 入学前に想定していた教育内容と現実との間にギャップがあるなどにより、入学後に県立高専以外の学校への転籍等を求めること。

¹³ 令和3年7月に本県が実施。県内在住の中学3年生年代約13,000人にオンライン調査を実施。回答数2,922件のうち、647人が高専への進学意向を示した。

¹⁴ 令和5年度の近隣の8校(鳥羽、鈴鹿、近大、舞鶴、明石、神戸市立、大阪公大、奈良)の各校ごとの総志願者数を総合合格者数で除したもの。

690 進学する者が約4割¹⁵である。

691 卒業後の進路選択については、本人の主体的判断に基づくことが前提であるが、インターン
692 シップやPBLへの企業の参画等を通じて、在学中に県内企業との関わり合いを増やし、地元
693 企業を理解し、その魅力に触れる機会を拡大する、また、高専卒業生の地元就職・活躍につな
694 がるよう企業が処遇も含めた就職環境を向上するなど、就職先として地元企業を選択すること
695 につながるような取組に努めていく。

696 進学する者についても、その後社会に出て働く中で、本県への愛着を持ち続け、例えば一度
697 本県を離れたとしても将来的にU I Jターン等で再び戻ってきてもらうなど、本県や地元企業
698 に対して有形無形の貢献をしてもらえるよう、学生の本県への愛着の醸成に資する取組を検討
699 する。そのためにも、県立高専は、地域社会との交流を積極的に行っていく。

700

701 第4項 学科・コース

702 県立高専に設定する学科は、工学系の総合学科の1つとする。

703 学科内に機械系、電気電子系、情報技術系、建設系の4つのコースを設定する。各コースの
704 名称については今後検討を行う。

705 1年次は全学生が情報技術の考え方を基礎として学び、2年次以降、機械系、電気電子系、情
706 報技術系、建設系の4つの専門コースに分かれて、コースごとの専門知識・技術を掛け合わせ
707 た学びを構築するものとする。(図6)



708

【図6 県立高専の学科・コースの構成】

709 コースの選択については第2学年進学時とし、コース選択の具体的な取り扱いについては今
710 後検討を行う。

711 なお、可能な限りコースを超えて履修が可能な科目を設定するなど、コース間の垣根を低く
712 し、多様な学びを提供できるよう工夫を行う。また、コース毎の定員の設定やコース選択後の
713 コース間の異動の可否等の制度詳細については、今後検討を行う。

714

¹⁵ 高専卒業生の令和4年度進路状況(本科):就職56%、進学(専攻科)16%、進学(大学編入)25%
(『独立行政法人国立高専機構 概要(2023年度)』)

715 第3節 教職員

716 現時点で想定している教職員の規模や編成等について記載する。なお、教職員の組織や規模に
717 ついては、今後の検討により変動する。

718
719 第1項 教員

720 県立高専の場合、基幹教員¹⁶数の設置基準上の規定は以下のとおりである。
721

科目	要件	人数
一般科目	14人に3学級を超えて1学級を増すごとに4人を加えた数	18
専門科目	1学科につき8人に1学級を超えて1学級増すごとに5人を加えた数	23

722
723 これを踏まえれば、校長を除く教員の最低人数は41人となる。

724 なお、国立高専では、1学科・1学級編成を行っていることが多く、その場合の教員（常勤）
725 数は概ね10人程度となっている。

726 県立高専では、1学科編成であるものの、実際には国立高専で1つの学科として編成される
727 ことの多い区分をコースとし、まとめて1学科としていること、コース間の授業の共通化とい
728 った省人化の工夫も可能であることから、現時点では、専門科目の教員については、1コース
729 当たり9人の教員（常勤）が必要と想定している。また、一般科目の教員については、設置基
730 準上の最低基準である18人を想定している。
731

科目	要件	人数
校長	—	1
一般科目	設置基準上の最低水準	18
専門科目	9人/コース×4コース	36
合計		55

732
733 校長は、準備段階から学校運営の方向性について意思決定を行うとともに、開校後は、県立
734 高専を形作っていくこととなることから、学生や教職員に向き合う気概や熱意、学生に寄り添
735 う優しさ(教育的愛情)、学校全体を引っ張っていく高いリーダーシップとマネジメント能力(組
736 織運営力)、様々な主体との対外交渉や関係を構築できるコミュニケーション力やPR力(発信
737 力)、県立高専を前例にとらわれず柔軟な思考をもって変革していく意欲(柔軟性、変革意欲)を
738 有していることが必要である。

739 高専は大学と同じ高等教育機関ではあるものの、入学するのは中学校を卒業した者であり、
740 大学に比べて学生指導、生活指導の重要性が高い。また、教員が研究と教育に従事する割合に
741 ついても、大学に比べて教育の比重が重くなる傾向がある。

742 こういったことから、教員については、先例にとらわれない先進性を有し、新しいことに挑
743 戦する高い意欲と積極性があり、学生の成長を第一に考えて教育活動に従事することが望まし

¹⁶ 教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う教員であって、専ら当該高専の教育に従事するものまたは一年につき8単位以上の当該高専の授業科目を担当するもの。

744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779

い。

開校時点で適切な教育活動を実施するためには開校前から授業内容の編成・準備を行う必要があること、また、全学年が揃うまでに開校後5年間必要であることから、準備段階から開校後の一定期間にかけて、計画的に教員を採用する。

なお、県立高専が求める教育活動を実施するために必要な教員の質の確保と、必要な教育活動を行えるだけの教員の量の確保のため、一定期間継続的で断続的な採用活動と、段階的な採用を実施する必要がある。

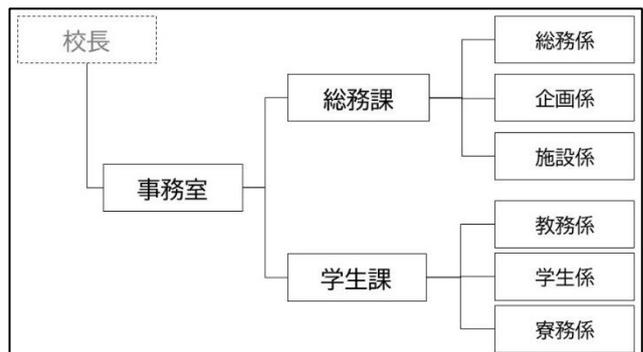
これらのことから、教員の採用活動については、令和8年度以降の採用を目指し、令和6年度から募集を行うことを予定している。

募集にあたっては、給与等の待遇面での水準、クロスアポイントメント制度の活用等による、学生の多様な学びと実践的な技術者教育につなげるための民間からの教員確保の手法および女性教員が出産、育児等のライフイベントにかかわらず仕事を継続できる環境整備等について検討を行う。

また、産業界や地域との積極的な関わり、PBLやインターンシップなどの県立高専の特長となる教育内容を積極的にPRすることで意欲ある教員の応募を促進するとともに、あらゆるチャンネルを通じて広報を行うことで、積極的な応募につなげる。

第2項 職員

1学年120人規模の他の高専における平均職員数は43人程度となっている。これは、図7に示すような組織を前提として、総務、企画等の業務を行う事務職員の他、施設や機器の管理、教育や研究の支援を行う技術職員を含んだ人数である。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の学生支援のための専門職の人員については上記職員数には含めていない。



【図7 高専の事務組織の例】

しかしながら、必要人員数の積み上げによるものではないことから、今後、必要な業務量の算定と、それに基づく人員数の積算を行う必要がある。

なお、PBL等の様々な主体が関与する教育活動や学生指導等、本来教員により対応することが通常であると考えられる業務についても、職員が関与することで効果性・効率性を高められる可能性がある。組織体制の検討を行う際には、固定観念に捉われず、教員と職員の垣根を越え、組織全体として最適化が図れる体制とする必要がある。

今後、業務内容の具体化に併せて検討を行う。

780 第6章 学校施設

781 県立高専において実施する教育活動を支える学校施設について、目指すべき教育活動に特に関連が
782 深く、特長的な内容について記載する。

783

784 第1節 設置場所

785 県立高専の設置場所は、野洲市市三宅の県有地であり、

786 ・隣接する国有地に野洲市が整備予定のスポーツ施設
787 等を活用することが可能であること。

788 ・河川や森林といった自然に恵まれていること。

789 ・周辺にグローバル企業を含む企業の集積が見られる
790 こと。

791 ・JR野洲駅から1.3 km、徒歩約17分の位置にあり、
792 県内外からの交通アクセスの良さに優れていること。

793 といった特長を持ち、高専の設置場所として、教育面、生
794 活面ともに魅力と可能性に溢れた土地である。

795 用地選定にあたっては、県内各地域から多大な関心が寄
796 せられていたことから、本県が選定した最適県有地と市町
797 から応募のあった候補地について、滋賀県立高等専門学校
798 設置場所選考懇話会（以下「設置場所懇話会」という。）

799 を開催し、公平かつ客観的な視点で評価した上で選定を
800 行った。

801 設置場所懇話会は、7名の外部有識者で構成され、令和4年3月30日に第1回会合を開催し、
802 同年8月22日まで5回にわたり議論を重ねた。

803 設置場所懇話会においては、まず選定基準を設定した。

804 選定基準については、県立高専が、モノづくり企業や特色ある教育機関の集積、豊かな自然と
805 いった滋賀・びわ湖ならではの環境のもと、情報技術の考え方を基礎として学び、これに掛け合
806 わせる形で応用専門知識・技術の修得を図り、さらには多様な教養科目やインターンシップ、課
807 外活動など、卒業後に様々な場で活躍するために必要なスキル・経験を養うことを目指している
808 ことを踏まえて、①安全で豊かな教育環境、②県内全域・県外からの良好なアクセス、③県内大
809 学や企業等との連携・交流という基本的な考え方を示したうえで、①20,000 m²以上の土地である
810 こと、②用地取得済であること（または速やかな用地利用が確実であること）、③法令上、高専の
811 設置が可能な土地であること、④災害危険区域など、「災害レッドゾーン」および「災害イエロー
812 ゾーン」に該当しないこと、という最低要件を示した。

813 その上で、当該要件を満たす県有地の中から最適県有地として旧野洲川（廃川敷）¹⁷を設定した。

814 その後、市町からの提案を受け付け、合計で9市¹⁸から候補地の提案があった。審査については、
815 選定基準に基づき公平公正に行うため、設置場所懇話会の評価意見を参考に、本県が判断を行う
816 こととした。



【図8 設置場所】

¹⁷ 最終的に設置場所として決定した野洲市市三宅の県有地を指す。

¹⁸ 大津市、彦根市、長浜市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市の9市。なお、野洲市の提案は最適県有地を含むものであったことから、審査の対象となった場所は合計9か所となった。

817 評価にあたっては、各市からの提出書面の精査や提案市からのプレゼンテーションが行われた。
 818 委員からは、用地の広さは様々な教育への活用が考えられ、将来の可能性も広がる、県外学生
 819 の確保を視野に入れた場合、国立高専との位置関係も重要な視点であるといった意見が出された。
 820 その上で、最終的には、優れた交通アクセスおよび広大な土地があること、電子デバイスの事業
 821 所が集積し、研究開発拠点も近くにあること、採点基準上、大学との連携の点数は低く出ている
 822 が、30分圏内に位置する大学は多いこと等を踏まえて、野洲市の提案が最も高い評価を受けた。
 823 設置場所懇話会の上記の意見を踏まえて、令和4年度滋賀県議会定例会9月定例会議の提案説
 824 明において、知事が設置場所を野洲市市三宅とすることを表明し、ここに県立高専の所在地が確
 825 定した。

826
 827 **第2節 必要とする規模**
 828 **第1項 全体ゾーニング**

829 県立高専の校地は、プライベートエリア、セミパブリックエリア、環境保全・共生エリアの3つ
 830 のエリアで構成する。

面積	エリア	主な施設
約 36,600 m ²	プライベートエリア	校舎棟、実習工場、実験室棟、体育館
	セミパブリックエリア	図書・交流拠点施設、食堂・売店、学生寮
約 12,000 m ²	環境保全・共生エリア	どんぐり広場、南側雑木林
約 1,000 m ²	-	国有地へのアクセス通路

831 プライベートエリアについては、原則として、学生や教職員などの本施設関係者のみが立ち入り、
 832 地域住民等の立入りは制限する。セミパブリックエリアについては、技術者育成・交流のハブ機能
 833 の中心となることから、本施設関係者以外の立入りを可能とする予定である。既存緑地である「ど
 834 んぐり広場」および「南側雑木林」は、現状のまま保存し、地域の憩いの場とするとともに、環境教
 835 育の実践の場として活用する。

836 なお、国有地においては、野洲市が河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に定める河川管
 837 理施設である河川防災ステーションの一部としてグラウンド整備を行うこととしていることから、
 838 当該グラウンドを学校活動にも利用する予定である。

839
 840 **第2項 施設構成**

841 **①施設の種類の種類・面積等**

842 現時点で想定している施設構成は以下のとおりである。

843 学校教育に必要な施設とともに、企業や地域住民が利用できる施設を併設する。

部門(機能)	施設名	面積		
		施設	部門	合計
校舎部門	校舎棟	11,800 m ² 程度	13,800 m ² 程度	延床面積 19,500 m ² 程度
	実習工場	750 m ² 程度		
	実験室棟	1,250 m ² 程度		
屋内体育部門	体育館	1,750 m ² 程度	1,750 m ² 程度	
福利厚生部門	食堂・売店	550 m ² 程度	1,950 m ² 程度	
	学生寮	1,400 m ² 程度		

部門（機能）	施設名	面積		
		施設	部門	合計
図書・交流部門	図書・交流拠点施設	2,000 m ² 程度	2,000 m ² 程度	
外構その他	正門、通用門、屋外作業場、屋根付き歩廊、駐車場、学生用駐輪場、来館者用駐輪場、校内通路（高専専用）、国有地へのアクセス通路、どんぐり広場および南側雑木林（現況保存部分）			

844

種別	詳細
校舎棟	普通教室、コモンスペース、教員室、多目的室、多目的ラボ、化学・物理基礎実験室、各コース別実験室、マルチメディアルーム、デザイン室、視聴覚室等
実習工場	機械工場、溶接工場、鋳造工場、創作工場、管理室等
実験室棟	水理実験室、土質実験室、構造材料実験室、衛生環境実験室、機械力学実験室、流体力学実験室、熱力学実験室、材料力学実験室、機械加工学実験室、多目的ラボ、薬品保管庫等
体育館	体育室、教員室、更衣室、放送室等 ※グラウンドは野洲市が隣接国有地に整備するものを活用
食堂、売店	食堂、売店、自動販売機コーナー等
学生寮	寮室（身体障害者用含む）、ユニット共用部（ミニキッチン、シャワーブース含む）、多目的ルーム、コミュニティキッチン、共同洗濯室（男女別）、共同浴室（男女別）等
図書・交流拠点施設	図書館、自習スペース、小ホール、交流ラボ、ラーニングcommons、ギャラリー、共同研究室、多目的室、スタジオ、グループワークルーム等

845

846

847

②施設の相対的位置関係等

848

各施設の配置については、振動・騒音、プライバシー等への配慮として、一定の距離を置くなど、近隣住宅地に対する配慮が必要である。

849

850

また、利用シーン等も踏まえて、施設の概ねの相対位置については、図9の通りとする。



【図9 各施設の相対的位置図】

851

852

第3項 各施設に共通する性能

学生数の変動や教育内容の変化などに柔軟に対応することが必要であるとともに、ライフサイクルコストの低減を念頭に置いた維持管理の容易性の高い施設とする必要がある。

また、県立高専は本県の特長的な教育機関となることから、広報効果や教育効果の高い木材利用により、県産材の利用促進に資する必要がある。

併せて、環境への配慮から、原則として ZEB-Ready 以上（学生寮については ZEH-M Oriented 以上）の省エネ性能を有することを求める。

年齢、性別、ジェンダー、人種、宗教、国籍などの多様性に対応でき、誰もが支障なく利用できるユニバーサルデザインの施設とする必要があることから、異なる国籍や文化、母語を持つ学生が共有することを前提とした国籍・文化の多様性、あらゆる学生が不自由なく学生生活を過ごせるバリアフリー、全ての学生が心地よく学生生活を過ごせるジェンダーの観点を踏まえた施設・設備の整備を行う。

情報技術を基盤とする教育を行う教育機関として、一人一台端末を前提とした通信環境を備えることが求められる。そのため、校地内のあらゆる施設で校内システムにアクセス可能な通信インフラを備える必要がある。

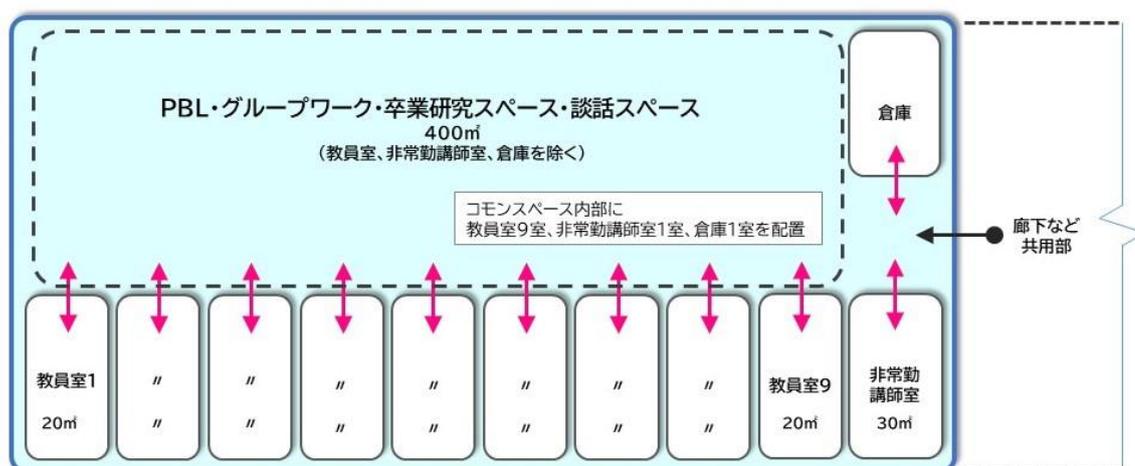
第3節 各施設の要件

第1項 校舎部門

①校舎棟

校舎棟は、授業の中心施設となる。設置に特別な仕様（耐荷重や天井高など）を伴う大型の実験・工作機器や危険な薬品を扱う実験・実習を除き、PBL等のグループでの検討・討議等を中心としたグループワーク、卒業研究等も含めて、その多くを校舎棟で実施する予定であり、そのために必要な各室を設定する。

特にPBLを実施するためのスペースとしてコモンスペースを各コースに設けることとしている。



【図10 コモンスペースのイメージ】

また、学校組織の基幹施設であることから、管理機能（事務組織）および教員の研究活動のための研究室を配置する。

883
884
885
886
887
888
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
920
921
922

②実習工場

実習工場では、金属の切削、溶接、鋳造等の加工実習を行う。また、ロボットの制作などの創作活動も行う予定である。

③実験室棟

実験室棟では、耐荷重や天井高、排水等、施設の仕様に影響を及ぼす実験室、または、利用や保管に配慮を要する危険な薬品を使用するなど、校舎棟とは別に配置することが望ましい実験室をまとめて設定しており、大型の実験装置を配置することを予定している。

第2項 屋内体育部門

①体育館

体育館は、授業での利用の他、入学式等の式典や特別活動・課外活動などの利用を想定している。また、災害発生時には、避難所として利用することも想定している。

そのため、練習用バスケットコート2面、バレーコート2面、バドミントンコート6面が設置可能な体育室およびステージを備えるとともに、更衣室やシャワー室、トイレなどの諸室を備えた計画とする。

また、避難所等としての利用に際し、耐災害性の高い、電源独立型ガスヒートポンプ式等の空調を設置するとともに、避難物資の受入れなど災害発生時の連携を考慮して、車両の寄り付きに配慮を行う。

第3項 福利厚生部門

①食堂・売店

食堂については、学生寮に居住する学生（以下「寮生」という。）が朝昼夕の三食の食事を摂るために利用するほか、寮生以外の学生や教職員等の昼食に利用する。

売店については、食料、飲料、文房具、雑誌等の学生の需要に対応した、また、学校内部に設置することを前提とした品揃えとなるよう検討する。

食堂の営業時間外であっても売店の営業が可能な計画とする。

②学生寮

学生寮は男女合わせて50名の学生が居住できる施設とする。1棟で構成し、男女混合の施設とするが、ユニット単位で男女を区分することで、寮生の男女比率、利用者数に柔軟に対応できる計画とする。

寮室はワンルームタイプの個室とし、ユニット毎の寮室の数は、男女比の変化に柔軟に対応できる規模とする。

未成年の男女が生活する施設であることに配慮し、ロビー、多目的ルームおよびコミュニティキッチンのみ男女共用とし、それ以外の部分は男女を明確に区分するとともに、高いセキュリティを備える。

国際寮（日本人学生と留学生等の海外からの学生と一緒に居住する学生寮）としても活用することから、宗教や生活習慣の異なる外国人が問題なく居住できる仕様とする。

923 ③自動販売機コーナー

924 学生の利便性や学校での生活環境の確保のため、校内の各所に自動販売機の配置を行う。

925
926 第4項 図書・交流部門

927 ①図書・交流拠点施設

928 図書・交流拠点施設は、学びと実践の拠点として、地域住民等に開放し、技術を軸とした
929 「学生×社会人×次世代人材」の交流を促進する。併せて、地域や企業の課題や、産業・教
930 育施策の立案にも寄与することを目指し、整備する。

931 具体的には、学生や教員などの学校関係者と企業や地域、国や地方公共団体などの外部利
932 用者が共に、検討、討議、研究、発表等を行う拠点として利用するための施設であり、グル
933 ープワークルームや共同研究室、小中学生を対象とした科学教室などの比較的軽易な作業が
934 できる交流ラボ、小ホールを備えるほか、自由な利用が可能なラーニングcommonsや、一般
935 利用も可能な図書館を備える。

936 そのため、比較的自由な出入りと利用を想定した施設とする必要がある。

937 特に、ラーニングcommonsについては、特段の利用申請なく外部利用者が利用できること
938 を想定しており、本施設の『顔』となるものであることから、県産木材等の活用により木材
939 利用の広報的効果を高めるなど、効果的な木材利用に配慮した計画とする。

940
941 第5項 外構その他

942 安全で、居心地がよく、教育機関としての十分な性能を有する必要がある。

943 そのため、森林法に基づく基準を達成するためのみならず、校地内の良好な環境を構築する
944 ため、外縁部や各所に植栽を行い、緑地を確保する。

945 また、校内に十分な駐輪場、駐車場を確保するとともに、校内通路については周回が可能な
946 仕様とし、緊急車両の乗り入れに配慮する。なお、学生等の歩行者の安全を確保するため、車
947 両と歩行者の動線は可能な限り分離する。

948 更には、プライベートエリアについては、危険な薬品の使用や大型機械が設置が想定される
949 ことから、各施設の施設管理は適切に行うほか、関係者以外の立ち入りを制限できるよう対策
950 を講じる。

953 第7章 整備と想定経費

954 第1節 設置・運営主体

955 第1章第5節で示したとおり、公立（県立）の場合、設置・運営主体は、県直営もしくは大学
956 を運営する地方独立行政法人のいずれかとなる。

957 県立高専については、急速な社会情勢の変化に対応していく上で、より柔軟な学校運営が期待
958 できることから、設置・運営を法人が担うこととした。

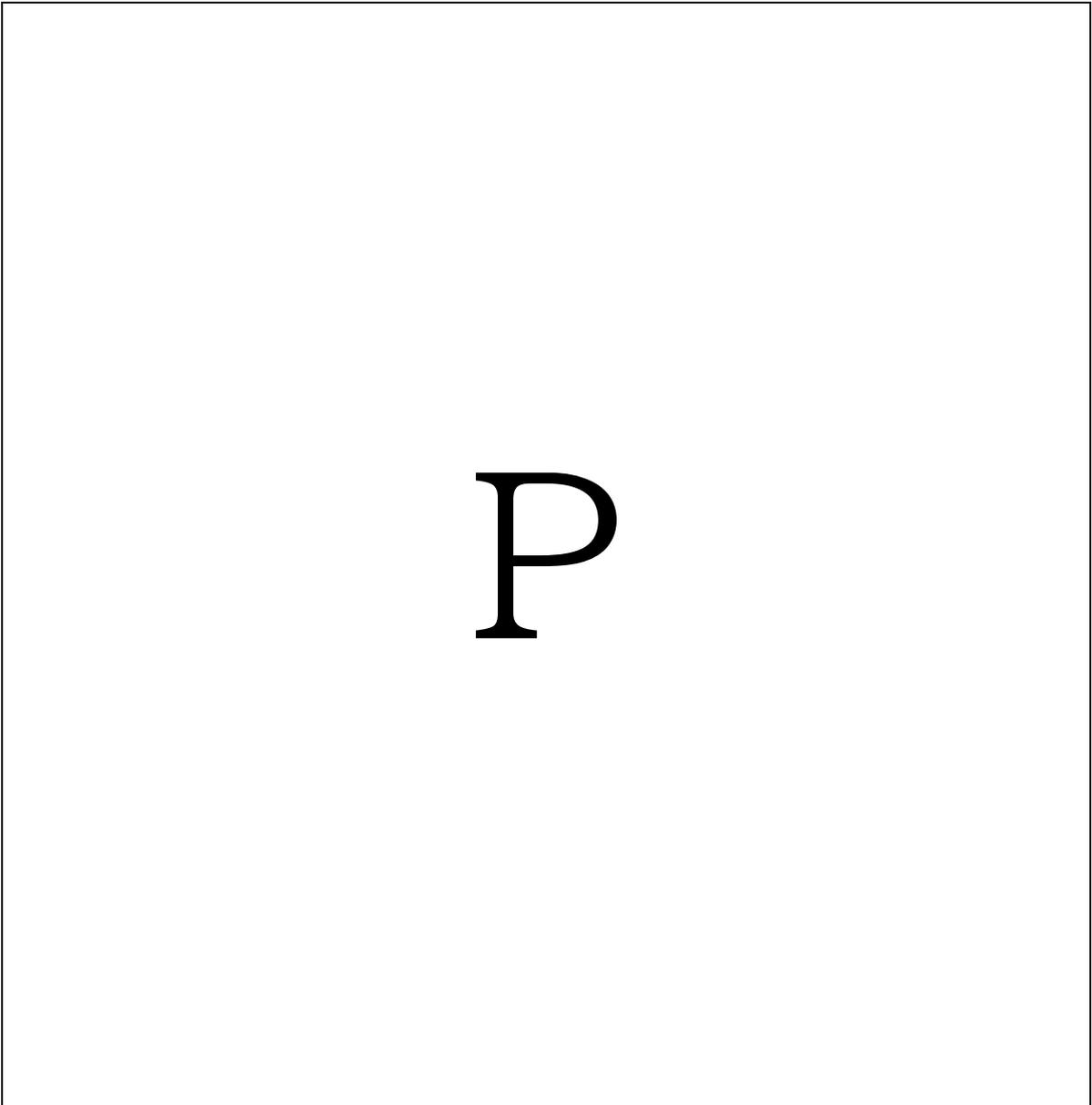
959 なお、校地造成については、施設整備に至る基盤整備として本県が実施する。校舎等の施設整
960 備および維持管理の一部については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関す
961 る法律に基づくPFI事業として法人が実施する。

962 法人が担う整備・運営に対して、本県は補助金・運営費交付金を交付することとしている。

963

964 第2節 想定経費

965 現時点で推定される開校までに要する経費および開校後に各年度に平均的に要する経費は以下
966 のとおりである。



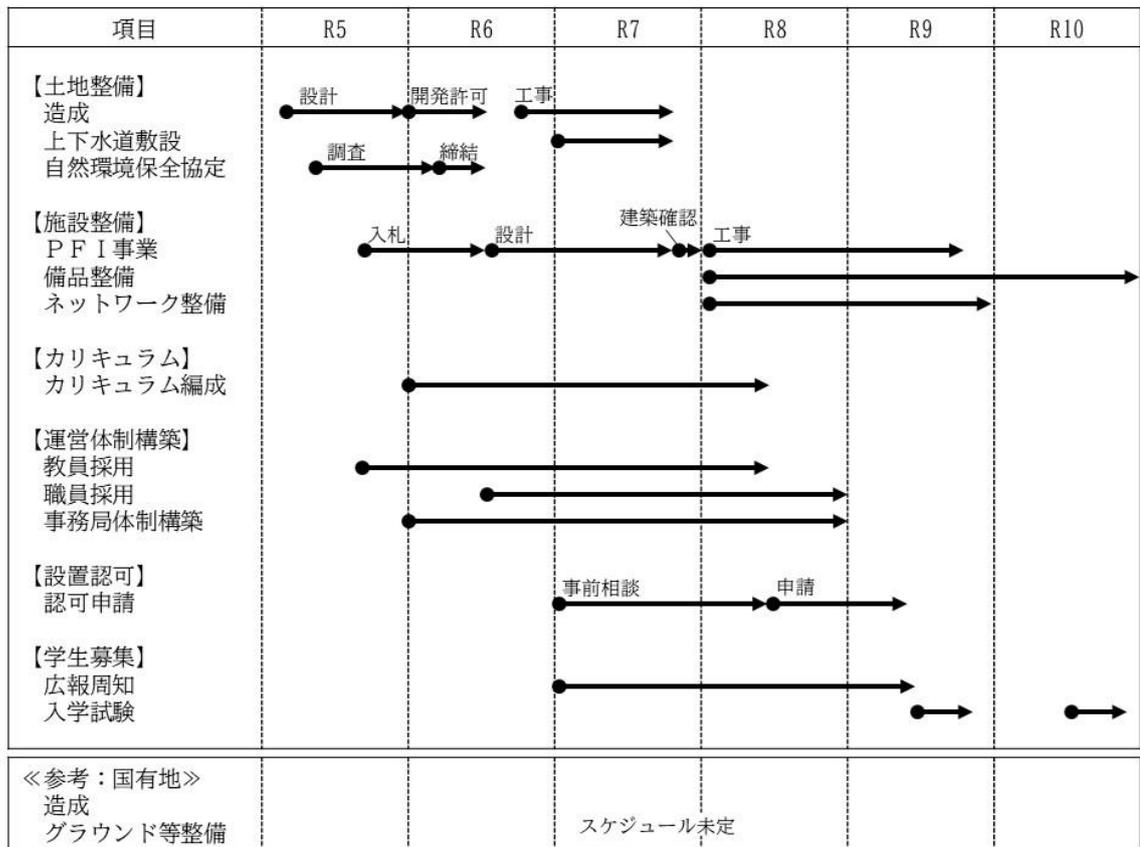
967

968

第3節 開校に向けたスケジュール

969

現時点で想定している開校までのスケジュールは以下のとおりである。



970

971

972

973

974

975

976

977

978

979

980

981

982

983

984

985

986

987

988

※今後の検討過程で変更、修正、または記載内容を追加することがある。

989